

# 指定地域密着型通所介護事業所運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人日新会が開設する指定地域密着型通所介護事業所「あかし JOY デイサービス」は、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導、養護、家族介護教室、健康チェック、機能訓練、送迎・入浴・その他日常生活全般にわたる介護を提供し、利用者の自立、生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、リハビリと心のケアを重視し、家族との連携の中で在宅生活の継続を可能にする為の支援をする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あかし JOY デイサービス
- (2) 所在地 山梨県甲府市住吉本町 1407

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
事業所の運営を管理、総括し職員を指揮監督する。
- (2) 生活相談員 2名  
利用者の相談対応、生活指導及び企画運営にあたる。
- (3) 介護職員 4名以上  
利用者の日常生活全般にわたる介護を担当する。
- (4) 看護職員 2名以上  
利用者の健康管理、保健指導及び生活指導にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 2名以上  
利用者の機能訓練指導にあたる。
- (6) 運転手 2名  
利用者の送迎、介助にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 通常サービス提供時間 ①9：00～12：05  
②12：55～18：00
- (3) 営業時間（通常） 9：00～18：00

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護の利用定員は1日15人とする。

(1単位目15人、2単位目15人)

(指定地域密着型通所介護の内容及び利用料)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 生活指導
- (2) 養護
- (3) 家族介護教室
- (4) 健康チェック
- (5) 機能訓練指導
- (6) 事業所と居宅間の送迎サービス
- (7) 入浴の介助（一般浴・機械浴）
- (8) その他日常生活全般にわたる介護

2 前項に規定するもののほか、別紙「料金表」に掲げる利用料については、利用者又はその家族に対しそのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成等)

第8条 指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分に把握し、個別に地域密着型通所介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るとともに交付する。
- 3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行い、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、甲府市（城東・若松町・青沼・朝氣・砂田町・国玉町・太田町・湯田・南口町・青葉町・幸町・里吉・里吉町・伊勢・蓬沢・蓬沢町・上阿原町・住吉・七沢町・中小河原・中小河原町・住吉本町・増坪町・西高橋町・上小河原町・下小河原町・上町・小瀬町・上今井町・西油川町・中町・下鍛冶屋町・東下條町・下今井町・落合町・高室町・小曲町）とする。

(サービス利用者に対する留意・禁止事項)

第10条 次の場合、職員は利用者に対し特に留意を要する。

- (1) 37度以上の熱が出て、下がってから3日経っていない場合。
- (2) ひどい皮膚疾患がある場合。
- (3) 急な食欲低下が見られる場合。
- (5) また、入浴前の健康チェックで37度以上の熱がある場合、血圧が170mmHgを越えているなど、入浴に適さない状態である場合。

2 サービス利用者は次の行為をおこなってはならない。

- (1) 飲酒
- (2) 他の利用者への迷惑行為

(緊急時等における対応方法)

第11条 職員は、地域密着型通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に関する諸計画を立てておくとともに、非常災害に備える為、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(身体拘束等の適正化)

第13条 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の方法により行動の制限をしてはならない。

やむを得ず身体拘束その他の方法により行動を制限する場合は、事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明し、利用者又はかその家族に同意を得なければならない。

身体拘束その他の方法により行動制限をした場合には、介護サービス記録に次の事項を記載する。

- (1) 行動制限を決定した藻の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間。
- (2) 前項に基づく利用者及び身元引受人に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めるものとする。

高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じるものとする。

法人全体で行う「身体拘束的拘束廃止・虐待防止委員会」の担当委員を決め、委員は研修会の結果等の全員への周知徹底を図る。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人日新会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

## 『地域密着型通所介護』

### 【利用料】

単位

介護サービス 費用(1日につき)	サービス提供時間 要介護度・加算		
		①9:00~12:05	②12:55~18:00
介護サービス 費用(1日につき)	要介護度1	416	657
	要介護度2	478	776
	要介護度3	540	896
	要介護度4	600	1013
	要介護度5	663	1134
	入浴介助加算Ⅰ	40	
介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数×90/1000(1月につき)	
同一建物に居住する利用者の送迎減算(1日につき)		94	

※甲府市は地域区分が「7級地」であるため上記表の利用単位数に10.14円を乗じた金額の、各利用者の負担割合に応じた金額の支払いを受けるものとする。

その他の費用	日用品費、教養娯楽費、オムツ代等	実費
--------	------------------	----

# 地域密着型通所介護事業 あかしJOYデイサービス

## 〈重要事項説明書〉

### 1. 法人の名称等

名称	社会福祉法人 日新会		
所在地	〒400-0831 山梨県甲府市上町2473番地		
代表者氏名	理事長 平嶋 道治		
電話番号055-226-6580	FAX 番号055-226-6503		

### 2. 事業者の名称等

名称	あかしJOYデイサービス		
所在地	〒400-0852 山梨県甲府市住吉本町1407		
介護保険事業者番号	1970103832	指定年月日	平成25年9月1日
管理者の氏名	平嶋 潤		
電話番号055-225-5373	FAX 番号055-225-5374		
利用者定員	15人/単位		

### 3. グループの事業

事業の種類	介 護 保 険		利用定員
	指定年月日	指定番号	
ユニット型介護老人福祉施設	平成15年3月24日	1970101166	57人
認知症対応型共同生活介護	平成15年4月1日	1970101174	18人
通所介護	平成15年5月1日	1970101216	40人
居宅介護支援事業	平成15年5月6日	1970101547	
短期入所生活介護(空床型)	平成16年5月1日	1970101166	空床と同数
短期入所生活介護(併設型)	平成20年10月1日	1970101166	20人
認知症対応型通所介護	平成20年10月1日	1990100172	12人
地域密着型介護老人福祉施設	平成24年12月3日	1990100396	29人

### 4. 提供するサービスは以下の通りです。

サービス提供日	年中無休
通常サービス提供時間	①9:00～12:05 ②12:55～18:00
営業時間	9:00～18:00

- ①送迎、機能訓練、入浴介助(一般浴・特別浴)、日常生活全般にわたる介助
- ②このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止になるよう、適切にサービスを提供します。
- ③サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすく説明します。不明な点はいつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。

- ④サービスの提供時に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。特に利用者の身体に接触する設備、器具等については、サービスの提供ごとに消毒したものを用います。

## 5. 職員体制

職種	数	区分				資格等	
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			社会福祉主事資格他	
生活相談員	3	1	2			社会福祉主事資格他	
介護職員	8	1	6		1	介護福祉士、他	
看護職員	5		3		2	准看護師	
機能訓練指導員	5		3		2	准看護師	
運転手	2				2		

## 6. 通常の事業の実施地域

甲府市:城東・若松町・青沼・朝氣・砂田町・国玉町・太田町・湯田・南口町・青葉町・幸町・里吉・里吉町・伊勢・蓬沢・蓬沢町・上阿原町・住吉・七沢町・中小河原・中小河原町・住吉本町・増坪町・西高橋町・上小河原町・下小河原町・上町・小瀬町・上今井町・西油川町・中町・下鍛冶屋町・東下条町・下今井町・落合町・小曲町・高室町

## 7. 地域密着型通所介護計画

- ①当事業所ではあなたの心身の状況やご希望、環境を踏まえて、機能訓練などの目標、目標を達成するための具体的なサービス内容、を記載した地域密着型通所介護計画を作成します。
- ②この地域密着型通所介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成します。

## 8. 利用料

(単位数)

介護サービス費用 (1日につき)		サービス提供時間	
		①9:00～12:05	②12:55～18:00
要介護度1		416	657
要介護度2		478	776
要介護度3		540	896
要介護度4		600	1,013
要介護度5		663	1,134
入浴介助加算Ⅰ		40	
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×90/1000(1月につき)	
同一建物に居住する利用者の送迎減算(1日につき)			94

※甲府市は地域区分が「7級地」であるため単位数に 10.14 円を乗じた金額の各利用者の介護保険負担割合証に記載された割合が自己負担額となります。

その他の費用	日用品費、教養娯楽費、おむつ代等 実費
--------	---------------------

- ① 地域密着型通所介護サービスが介護保険の適用を受ける場合、原則として各利用者の負担割合に応じた額をお支払い頂きます。ただし介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(ご自分で一旦利用料の全額を支払い、その後市町村から払い戻しを受ける方法)をご希望の場合は、お申し出下さい。
- ② 提供を受ける地域密着型通所介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払い頂きます。
- ③ 事業所ではあなたに対し、翌月15日位までにサービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料請求書を作成し、送付します。
- ④ 毎月の利用料は、翌月27日までに預金口座自動振替の制度でお支払い下さい。  
(他のお支払い方法をご希望の方は、お申し出下さい。)

## 9. 苦情申し立て

当事業所において以下の窓口をもじけ、別途定める規定により対応を行います。

受付担当者名	生活相談員
苦情申し立て方法	事業所内に投函箱を用意しております。 また、電話、FAX でも受け付けております。
電話番号	055-225-5373 FAX 055-225-5374

上記のほかに、次の機関へも苦情申し立てができます。

市町村担当窓口 甲府市介護保険課 TEL055-237-5473

国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談窓口

TEL055-233-9201 【受付】水曜日9:00~16:00

## ※苦情処理第三者委員

委員名	電話番号
前島 守	055-224-3062
内藤 いずみ	055-241-3258

## 10. 緊急時の対応

サービス利用中に、体調の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに、主治医や家族に連絡する等の必要な措置を講じます。

## 11. 非常災害時の対策

消防計画その他災害対策計画に基づき、対応を行います。

## 12. 身体拘束の禁止

本人または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、  
身体的拘束その他の方法により行動を制限しません。

身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、次の事項について第7  
条の介護サービス記録に記載し、本人又は身元引受人に対し事前に十分説明を行い、同意  
を得ることとします。

- (1)行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間。
- (2)前項に基づく説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。
- (3)前項に基づく身元引受人に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。

## 13. 事故発生時の対応

介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに身元引受人等関係者  
連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 14. 高齢者虐待の防止

事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の  
早期発見に努めるものとする。

高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者  
及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じるもの  
とする。

法人全体で行う「身体拘束的拘束廃止・虐待防止委員会」の担当委員を決め、委員は  
研修会の結果等の全員への周知徹底を図る。

## 15. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合には、いつでも交付しますので、お申し出下さい。

令和 年 月 日

あかしJOYデイサービスのサービス提供に際し、本書面に基づき説明を行いました。

地域密着型通所介護 あかしJOYデイサービス 説明者 \_\_\_\_\_

あかしJOYデイサービスのサービス提供について本書面をもって説明を受け、同意しました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

続 柄 \_\_\_\_\_

# 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業運営規定

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人日新会が運営する介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業所「あかしJÖYデイサービス」は、要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導、養護、家族介護教室、健康チェック、機能訓練、送迎・入浴・その他日常生活全般にわたる介護を提供し、利用者の自立、生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、リハビリと心のケアを重視し、家族との連携の中で在宅生活の継続を可能にする為の支援をする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あかしJÖYデイサービス
- (2) 所在地 山梨県甲府市住吉本町1407

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
事業所の運営を管理、総括し職員を指揮監督する。
- (2) 生活相談員 1名以上  
利用者の相談対応、生活指導及び企画運営にあたる。
- (3) 介護職員 4名以上  
利用者の日常生活全般にわたる介護を担当する。
- (4) 看護職員 2名以上  
利用者の健康管理、保健指導及び生活指導にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 2名以上  
利用者の機能訓練指導にあたる。
- (6) 運転手 2名  
利用者の送迎、介助にあたる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) サービス提供時間 ①9:00~12:05  
②12:55~18:00
- (3) 営業時間(通常) 9:00~18:00

(通所型サービスの利用定員)

第6条 利用定員は1日30人(1単位15人)とする。

(通所型サービスの内容及び利用料)

第7条 通所型サービスの内容は次のとおりとし、通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所型サービスが法定受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 生活指導
- (2) 養護
- (3) 家族介護教室
- (4) 健康チェック
- (5) 機能訓練指導
- (6) 事業所と居宅間の送迎サービス
- (7) 入浴の介助(一般浴・機械浴)
- (8) その他日常生活全般にわたる介護

2 前項に規定するもののほか、巻末の「料金表」に掲げる利用料については、利用者又はその家族に対しそのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通所型サービス計画の作成等)

第8条 通所型サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分に把握し、通所型介護サービス計画を作成する。

- 2 計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るとともに交付する。
- 3 利用者に対し、通所型サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行い、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、甲府市(城東・若松町・青沼・朝氣・砂田町・国玉町・太田町・湯田・南口町・青葉町・幸町・里吉・里吉町・伊勢・蓬沢・蓬沢町・上阿原町・住吉・七沢町・中小河原・中小河原町・住吉本町・増坪町・西高

橋町・上小河原町・下小河原町・上町・小瀬町・上今井町・西油川町・中町・下鍛冶屋町・東下條町・下今井町・落合町・高室町・小曲町)とする。

(サービス利用者に対する留意・禁止事項)

第10条 次の場合、職員は利用者に対し特に留意を要する。

- (1) 37度以上の熱が出て、下がってから3日経っていない場合。
- (2) ひどい皮膚疾患がある場合。
- (3) 急な食欲低下が見られる場合。
- (5) また、入浴前の健康チェックで37度以上の熱がある場合、血圧が170mmHgを越えているなど、入浴に適さない状態である場合。

2 サービス利用者は次の行為をおこなってはならない。

- (1) 飲酒
- (2) 他の利用者への迷惑行為

(緊急時等における対応方法)

第11条 職員は、通所型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に関する諸計画を立てておくとともに、非常災害に備える為、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(身体拘束等の適正化)

第13条 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の方法により行動の制限をしてはならない。

やむを得ず身体拘束その他の方法により行動を制限する場合は、事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明し、利用者又はその家族に同意を得なければならない。

身体拘束その他の方法により行動制限をした場合には、介護サービス記録に次の事項を記載する。

- (1) 行動制限を決定した藻の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間。
- (2) 前項に基づく利用者及び身元引受人に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めるものとする。

高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じるものとする。

高齢者虐待を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人日新会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

## 『通所介護サービス（独自）』

### 【利用料】

単位

		サービス提供時間 要介護度・加算	①9:00~12:05	②12:55~18:00
介護サービス	要支援1	1, 798		
費用（1月につき）	要支援2	3, 621		
介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数×90/1000（1月につき）		
同一建物に居住する利用者の送迎減算（1月につき）		要支援1	376	
		要支援2	752	

※甲府市は地域区分が「7級地」であるため上記表の単位数に10.14円を乗じた金額の、各利用者の負担割合に応じた額が自己負担となります。

その他の費用	日用品費、教養娯楽費、オムツ代等	実費
--------	------------------	----

# 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業(介護予防・通所介護相当)

## あかしJOYデイサービス 重要事項説明書

### 1. 法人の名称等

名称	社会福祉法人 日新会		
所在地	〒400-0831 山梨県甲府市上町2473番地		
代表者氏名	理事長 平嶋 道治		
電話番号055-226-6580 FAX 番号055-226-6503			

### 2. 事業者の名称等

名称	あかしJOYデイサービス		
事業の種類	介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業 (介護予防・通所介護相当)		
所在地	〒400-0852 山梨県甲府市住吉本町1407		
介護保険事業者番号	1970103832	指定年月日	平成25年9月1日
管理者の氏名	平嶋 潤		
電話番号055-225-5373 FAX 番号055-225-5374			
利用者定員	15人/単位		

### 3. グループの事業

事業の種類	介 護 保 險		利用定員
	指定年月日	指定番号	
ユニット型介護老人福祉施設	平成15年3月24日	1970101166	57人
認知症対応型共同生活介護	平成15年4月1日	1970101174	18人
通所介護	平成15年5月1日	1970101216	40人
居宅介護支援事業	平成15年5月6日	1970101547	
短期入所生活介護(空床型)	平成16年5月1日	1970101166	空床と同数
短期入所生活介護(併設型)	平成20年10月1日	1970101166	20人
認知症対応型通所介護	平成20年10月1日	1990100172	12人
地域密着型介護老人福祉施設	平成25年12月3日	1990100396	29人

### 4. 提供するサービスは以下の通りです。

サービス提供日	年中無休
通常サービス提供時間	①9:00～12:05 ②12:55～18:00
営業時間	9:00～18:00

- ①送迎、機能訓練、入浴介助(一般浴・特別浴)、日常生活全般にわたる介助
- ②このサービスの提供にあたっては、あなたの要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態になることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ③サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすく説明します。不明な点はいつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。

④サービスの提供時に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。特に利用者の身体に接触する設備、器具等については、サービスの提供ごとに消毒したものを用います。

## 5. 職員体制

職種	数	区分				資格等	
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				
生活相談員	3	1	2			介護支援専門員他	
介護職員	8	1	6		1	介護福祉士、他	
看護職員	5		3		2	准看護師	
機能訓練指導員	5		3		2	准看護師	
運転手	2				2		

## 6. 通常の事業の実施地域

甲府市：城東・若松町・青沼・朝氣・砂田町・国玉町・太田町・湯田・南口町・青葉町・幸町・里吉・里吉町・伊勢・蓬沢・蓬沢町・上阿原町・住吉・七沢町・中小河原・中小河原町・住吉本町・増坪町・西高橋町・上小河原町・下小河原町・上町・小瀬町・上今井町・西油川町・中町・下鍛冶屋町・東下条町・下今井町・落合町・小曲町・

## 7. 「介護予防・第一号事業」介護計画

- ①当事業所ではあなたの心身の状況やご希望、環境を踏まえて、機能訓練などの目標、目標を達成するための具体的なサービス内容、を記載した介護計画を作成します。
- ②この介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。

## 8. 利用料 (単位数)

介護サービス費用 (1月につき)	事業対象者・要支援1	1, 798
	※同一建物から利用の場合	1, 422
	事業対象者・要支援2	3, 621
	※同一建物から利用の場合	2, 869
処遇改善加算Ⅱ		所定単位数×90／1000

\*甲府市は地域区分が「7級地」であるために上記表の単位数に10.14円を乗じたものが基本料金となり、負担割合証に記載された割合が自己負担となります。

その他の費用	日用品費、教養娯楽費、おむつ代等 実費	
	食費	あかしJOY居住者 45,000 円(1か月) ※入院した場合のみ食費を日割計算いたします。
	通いの方 朝食 500 円 昼食 500 円 夕食 500 円	

※食事は利用時間外に 2 階の食堂で提供します。

- ①提供を受ける「介護予防・第一号事業」介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払い頂きます。
- ③事業所ではあなたに対し、翌月 15 日位までにサービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細を作成し、請求書に添付して送付します。
- ④毎月の利用料は、翌月 27 日までに預金口座自動振替の制度でお支払い下さい。  
(他のお支払い方法をご希望の方は、お申し出下さい。)

## 9. 苦情申し立て

当事業所において以下の窓口をもうけ、別途定める規定により対応を行います。

受付担当者名	生活相談員
苦情申し立て方法	事業所内に投函箱を用意しております。 また、電話、FAX でも受け付けております
電話番号	055-225-5373 FAX 番号055-225-5374

上記のほかに、次の機関へも苦情申し立てができます。

市町村担当窓口 甲府市介護保険課 TEL055-237-5473

国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談窓口

TEL055-233-9201 【受付】水曜日9:00~16:00

## ※苦情処理第三者委員

委員名	電話番号
前島 守	055-224-3062
内藤 いずみ	055-241-3258

## 10. 緊急時の対応

サービス利用中に、体調の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに、主治医や家族に連絡する等の必要な措置を講じます。

## 11. 非常災害時の対策

消防計画その他災害対策計画に基づき、対応を行います。

## 12. 身体拘束の禁止

本人または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の方法により行動を制限しません。

身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、次の事項について第7条の介護サービス記録に記載し、本人又は身元引受人に対し事前に十分説明を行い、同意を得ることとします。

- (1)行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間。
- (2)前項に基づく説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。
- (3)前項に基づく身元引受人に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。

## 13. 事故発生時の対応

介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに身元引受人等関係者連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 14. 高齢者虐待の防止

事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めるものとする。

高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じるものとする。また、高齢者虐待を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。

## 15. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合には、いつでも交付しますので、お申し出下さい。

令和　年　月　日

あかしJOYデイサービスのサービス提供に際し、本書面に基づき説明を行いました。

説明者

あかしJOYデイサービスのサービス提供について本書面をもって説明を受け、同意しました。

利用者 住 所

氏 名 印

身元引受人 住 所

氏 名 印

続 柄